

教員養成における質保証の取り組みに関する調査報告

－米国における edTPA の動きを中心に－

小柳和喜雄

(奈良教育大学 教職開発講座 (教職大学院))

A Report on Quality Assurance Efforts in Teacher Education

－ By paying attention to the movement of edTPA in the United States －

Wakio OYANAGI

(Graduate School of Professional Development in Education, Nara University of Education)

要旨：本報告では、教員養成の質保証に関わって、米国において大学とPDSが新たにその運用が開始されたedTPA (Educational Teacher Performance Assessment) をどのように取り入れ行っているか、その取組内容とedTPAを運用するにあたっての賛否の論議の一端を報告している。edTPAは、2011-2012と2012-2013年の試行期間を経て、現在運用されつつある州を横断した国レベルの、教員候補者に対する支援やアセスメントを行うプログラム等のことである。Stanford Center for Assessment, Learning and Equity(SCALE)は、The American Association of Colleges for Teacher Education (AACTE)とパートナーを組み、この授業力等の評価 (Teaching Performance Assessment) の枠組や体制の開発を行った。これは、米国で25年間にわたり蓄積され実践されてきた先行した様々な基準を参考にし、質保証の取組から得た知見を集約し、多くの教員や教育者、研究者からフィードバック情報を収集しながら、開発を行ったものであった。ここでは質保証と関わってその取組内容を主に報告している。

キーワード：教員養成の質保証 Quality Assurance Efforts in Teacher Education

パフォーマンス評価 Assessment of Performance

職能開発学校 Professional Development School

1. はじめに

世界の様々な国で、実際に教員の指導力を上げていくために何が必要か、そして子どもたちの学習の機会の保障に加えて、子どもたちに期待される学習能力形成に応える (21世紀に求められる能力、ジェネリックスキルの形成を含む) 教員の指導力をどのようにとらえ、それを育成していくか、を意識したプログラムの導入 (Professional DevelopmentやProfessional Learning) が、教員養成や現職研修で検討されている。

またDarling-Hammond and Lieberman (2012)によれば、制度改革として、教員になるためには修士の学位が求められることを定めている国々もあれば、多様なルートから最小限の時間で効率的に行う教員養成プログラムが遂行できる仕組みを持つ国々もある。また求められる課題やその課題に対する教員の力量を培う新しいプログラムを遂行する上で、教育政策と養成と研修、また学校や大学での教育実践の関係をより密接に考えていこう、変えていこうとする国々もある。

わが国でも、同様に、学びつづける教員 (養成と採

用と研修) のための体制づくりや養成機関と自治体の教育機関とのより緊密な連携など、教員養成や現職研修も含めた教師教育の実質化や高度化が検討されている (中央教育審議会2012)。

そこで、本報告では、大学と学校の密接な連携により教員養成を行ってきた米国の取組 (大学と職能開発学校 (Professional Development School : 以下PDS) との取組) に目を向け、その中でも、最近取組を始めた、国レベルでの教員志望者に対する質保証の取組、つまりその支援やアセスメントプログラムの内容を探ることに目を向けた。

そのため2014年3月27日―30日にかけて、米国のラスベガスで開催された、2014 Professional Development Schools National Conferencesに参加し、その取組の動向調査を行った。結果として、その発表のテーマ件数やその内容から中心的な動きを抽出すると、次のような動きが明らかになってきた¹⁾。

PDSは、1) その取組の効果に関する実証的な研究が十分でないという課題が続いていること、2) 最近では大学と連携して、edTPAに基く養成の取組に関

与し、その取組の効果を示そうとしていること、3) 地域密着の課題に対して、学校群と大学群がパートナーシップを組んで、連携して取り組み、その対応をしていること、などである。上記3) についてより具体的に言えば、以下の通りである。ある地域の指導が困難な学校は、多文化への対応が不十分であることが問題としてあった。つまりその学校の通ってくる子どもが家庭で話している言葉と授業の言葉が異なり、様々な文化背景を持っているが、それに対応できる教員がいなかった。そこで、それに対応していくため、教員の配置や研修、採用政策などを積極的にSchool Improvement Teamと学校と大学が、広域（カウンティレベル；州の下位の行政区画レベル）でコンソーシアムを組み、大きな連携、大きなパートナーシップの枠組みの下、PDSを運営し、子供たちの学力保障、学力向上に努めていることが行われている（PDSでCommon Coreに応じた学力保障、学力向上の取組やその子の言葉を話せる教員と正教員のチームティーチング（Co-Teaching；）ほか、含む）。

そこで本論では、2つ目の教員養成の質保証に関わって、新たに設定されたedTPAを取り入れて、大学とPDSがどのようなその取組を行っているか、その動きを見ていくために、まず、その会議で話題になっていたedTPAとは何か、どのように運用されているか、について報告する。次にedTPAを運用するにあたっての賛否の論議について報告する。

2. edTPAとは

教育的教員パフォーマンスアセスメント（Educational Teacher Performance Assessment；edTPA）は、アセスメント、学習、平等のためのスタンフォードセンター（Stanford Center for Assessment, Learning and Equity；SCALE）が、全米教員養成大学協会（The American Association of Colleges for Teacher Education；AACTE）とパートナーを組み、開発した教員志望者の授業力等をアセスメントする（Teaching Performance Assessment）評価の枠組やその運用体制（27の教科や校種対応）を意味している。より具体的に言えば、edTPAは、教員志望者が教室で授業をするためにまず求められる、計画・遂行・評価（Planning, Instruction, Assessment）に関する知識や技能や能力を有しているかを測る、web-basedのポートフォリオのことを指している。

SCALEは、全米教職専門職基準委員会（the National Board for Professional Teaching Standards；NBPTS）や州間教員評価支援協議会（the Interstate Teacher Assessment and Support Consortium；InTASC）のStandards portfolio、そしてカリフォルニアの教師のためのパフォーマンスアセスメント（the

Performance Assessment for California Teachers；PACT）、など先行した基準に基づく質保証の取組から得た知見を集約し、多くの教員や教員養成の教育者、研究者からフィードバック情報を収集しながら、このedTPAの開発を行ってきた²⁾。

大学はedTPAを教員養成プログラムの修了を証明する認証（Certification）として、また自治体（州）としては、免許（Licensure）を出す要件としているところも出てきている。2014年4月現在、全米の34州とthe District of Columbiaの50以上の教育機関がこの取組を運用、また試行をはじめている³⁾。

米国の教員養成は、州を単位に進められているため、基本的に州の教育省が「求められる教員の資質能力」を明示する傾向がある。そのため養成をおこなう大学などの教育機関はそれを参照し、その要件を取り込みながら養成カリキュラムを編成している傾向が見られる。その際、州を越えても有能な教員が確保できるように、州間で合意形成されている先に記したInTASCが意識されている。また、このような背景から州の教育委員会が定めている資質能力基準とInTASCの整合性がつくように定められていることも多く見られる。したがって、大学の教員養成カリキュラムも、目標として、その大学が所属している州で決められた資質能力基準とInTASCを参照し、それとの対応や整合性を意識して（視覚化して）定めているところが多い（北田2008、小柳2010、高木2010、藤本2012、黒田、長谷川、島田〔他〕（2013））。

また多くの大学は、その資質能力を育てるための科目の選択と決定、配列や運営環境について、全米教師教育機関資格認定協議（The National Council for Accreditation of Teacher Education；NCATE）による査定を経て、教員養成を行うカリキュラムとしての信認（第三者評価的な立場にある専門家集団による設置認可；Accreditation）を得ている。そして展開されているカリキュラムが良質であることを内外に示すように努めている。NCATEはAACTE；American Association of Colleges for Teacher Education他、4つの関連専門団体が関わって組織されている。また同様な教員養成を行うカリキュラムを持つ大学として信認を出すもう1つの有力な機関である教師教育機関認定評議会（The Teacher Education Accreditation Council；TEAC）と審査基準項目の調整などを行ってきた。最近では、協力してプログラム評価を行う動き（一本化）があり、それが2009年から本格化し、2013年7月からは、CAEP；Council for Accreditation of Educator Preparationを立ち上げ、その活動を始めている。edTPAは、このCAEPとも調整を行い、現在のプログラムの開発と運用に到っている⁴⁾。

3. edTPAの取組内容

edTPAが評価しようとする内容で特徴的なことは、子どもの学習活動に、教授行動がどのように寄与しているかを評価する点である。つまり教員としてのパフォーマンスのアセスメントはあくまで子どもの学びの成果の裏付けをもって評価されるという点である。子どもの学びに責任を持っていく上で、教師志望学生には、1) 教科に関する知識、内容基準 (Common Core State Standards Initiative) の理解、教科固有の教育方法、2) 多様な子どものニーズに関する知識、子どもの(経験や既習)知識の活用、3) どのように子どもが学ぶかに関する研究と理論の理解、4) 授業が子どもの学習に効果を持つことを把握する省察力・分析力、5) 授業で指導する際に重要となる学習言語 (Academic Language; 米語を母国語としない子どもに、各教科の学習内容のキーワードとなっている言葉、授業で学習活動の指示などを出す際の教師の指導言として使われている教育用語など) への感覚やその実際の運用、が、どの教科どの学年においても共通力量として求められるとされている。図1は、「子どもの学習活動」にとって効果的な授業ができるために、この1)～5)の関心を、どの場面でおさえいくかを示している。

この図1にある「授業計画」「実際の授業での教授行動・行為」「評価活動; 評価情報の収集の活動」等といった場面で求められる力量は、15の評価項目(図2の15 Rubrics)といった多次元的な尺度へ整理が行われた。edTPAは、それを1) 授業計画のアセスメント、2) 実際の授業アセスメント(学習活動場面で、子どもへどのような指導をしているか、授業へ参加さ

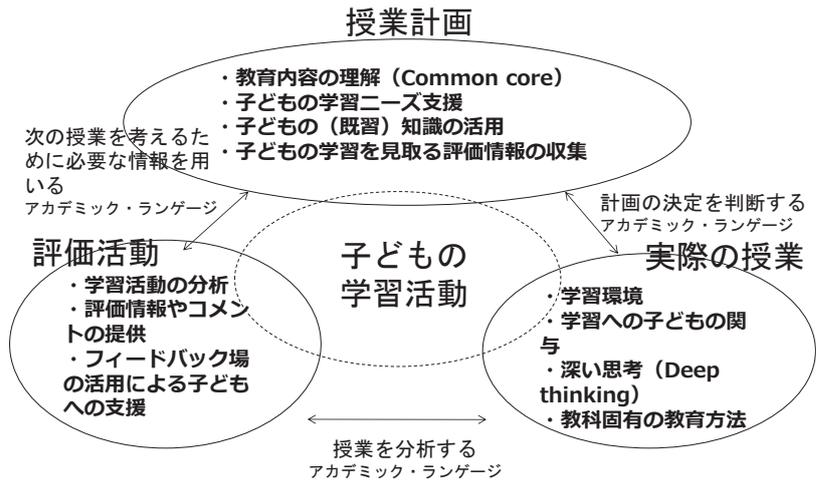


図1 効果的な授業とedTPAで求められる力量⁵⁾

せる行動はどうか、などをみるため)、3) 子どもの学習活動のアセスメント、4) 授業分析の行動自体のアセスメント、5) 学習言語 (アカデミックランゲージ) に関する配慮に対するアセスメント、という5つのカテゴリーに整理を行い、教師志望学生のティーチングに関するアセスメントの評価の枠組みとして設計している。

教員志望学生は、この図2に示す評価枠組みや項目にそって、図3の電子ポートフォリオに、その力量の獲得を証明するために、エビデンスを解説とともに提出することが求められるのである。

電子ポートフォリオは、大手出版社のPearsonがその開発に携わり、その運用もそこを中心に進められている。

教師志望学生は、受審料を払い、インターネット上のWWWから、まず登録を行い、図2に示した各評価項目に沿って、自身の所属する教員養成機関での学びの成果や教育実習の成果をそこにアップロードし、

解説を書き込む形になる。これらのデータは、トレーニングを受けたその学生の所属する養成機関のスタッフ、所属する学校区の教員、教育関係者からループバックにより判断され、その力の習得が評価される。合格ができない場合は、手続きを経て、再審査を申し出る形となっている。

2014PDSの会議の発表でも、この運用と関わって、指導が大変であること、養成のカリキュラ

edTPA Common Architecture			
		Artifacts	15 Rubrics
指導案・教材・課題・評価情報・それらに対する解説	Planning	Lesson plans, instructional materials, student assignments, assessments Planning commentary	Planning for Content Understandings Supporting Students' Learning Needs Planning Assessment to Monitor Student Learning
あるクラスの1単元の中の2から3の授業のうち、合計15分以内のビデオ記録とその解説	Instruction	Unedited video clips Instruction commentary	Demonstrating a Positive and Engaging Learning Environment Engaging Students in Learning Deepening Learning During Instruction Subject-Specific Pedagogy
生徒の活動事例・生徒の学習の概要・評価情報をどのように返しているかに関する解説	Assessment	Samples of student work Summary of student learning Assessment commentary	Analyzing Student Learning Providing Feedback to Guide Learning Supporting Students' Use of Feedback
自分の授業の分析(計画・授業の実際・評価)の解説	Analysis of Teaching	Planning commentary Instruction commentary Assessment commentary	Using Knowledge of Students to Inform Planning Analyzing Teaching Using Assessment to Inform Instruction
その学習活動上重要なキーワード、指導等で用いている言葉の解説	Academic Language	Unedited video clips and/or student work samples Planning and assessment commentaries	Identifying and Supporting Language Demands Evidence of Language Use to Support Content Understandings

図2 edTPAにおける共通(教科・学校種を越えてすべての免許に共通)の評価項目⁶⁾

ム自体が大きく影響を受けていることが報告されていた。

4. TPA や edTPA に関する論議

上記のような始まったばかりの状況で、この運用に関わっては賛否の論議もある。まず TPA や edTPA を用いることの合理性を主張する論調としては、例えば Peachone, R.L. and Chung, R.R. (2006) が、カリフォルニアで蓄積されてきた教員のパフォーマンス評価 (PACT) による取組の経過の説明とその効果を説明し、パフォーマンス評価の妥当性と信頼性を述べている。また Daring-Hammond, L. and Maria, H.E. (2013) は、edTPA がどのような経過の中で生まれてきたか、その妥当性と信頼性と、TPA を用いてどのように教員養成を支援していくかを説明している。

一方で、edTPA が持ちうる問題性の指摘として、Madeloni, B. and Gorlewski, J. (2013) は、教えることには不確かさ、つまり因果関係では説明できないことをかなり含んでいる。その不確かさがもつ価値を edTPA は、過小評価していることを問題視している。そして学生が授業である意思決定をせまられる時に、edTPA によるこのような評価方法が、価値やイデオロギーをとって入りこんでくる可能性があることを指摘している。また edTPA は、企業が教育に介入してくることによって生じる予期せぬ出来事の想定が十分とは言えない (Pearson が電子ポートフォリオの開発と運用に責任を持っていることが何をもちあわすか)、

などを主張している。Denton, D.W. (2013) は、edTPA を受診している学生の行動や意識を見ると、そのポイントを稼ぐこと、ポートフォリオを単純に埋めていくことに関心を向けている傾向が見られることを指摘している。

5. TPA や edTPA に関する論議

以上これまで、まだ論議はあるが、edTPA が 1 つの大きな動きとして生じているのを見てきた。そして米国にみる国レベルの教員養成改革の動きとして、1) 教師の指導力の体系化と関わって色々な団体や組織が出しているそれぞれの基準を組み合わせ (相互の基準を尊重しながら)、州また各大学がその質保障を行っていることを明示していること、また 2) それが養成から現職教育・研修につながっていく視点をより強化していること、さらに 3) 知識ベースからパフォーマンスベースへ、4) 教育学的内容知識を重視するとともに、さらに学習者理解と密接につながくことを重視する動きが読み取れた。

一方で、米国の各大学は、上記質保証と関わる基準をおさえながらも、教員確保とも関わって柔軟な履修の形態は継続している。これは、よく報告されているように、米国の場合、教員になった後、その離職率も高いため、教員志望学生を多く受け入れ、履修しやすい環境の中で、育てていこうとしている姿勢が読み取れる。つまり履修における質の保証と関わって、履修形態や学ぶ方法が柔軟な分、ポートフォリオを用いた

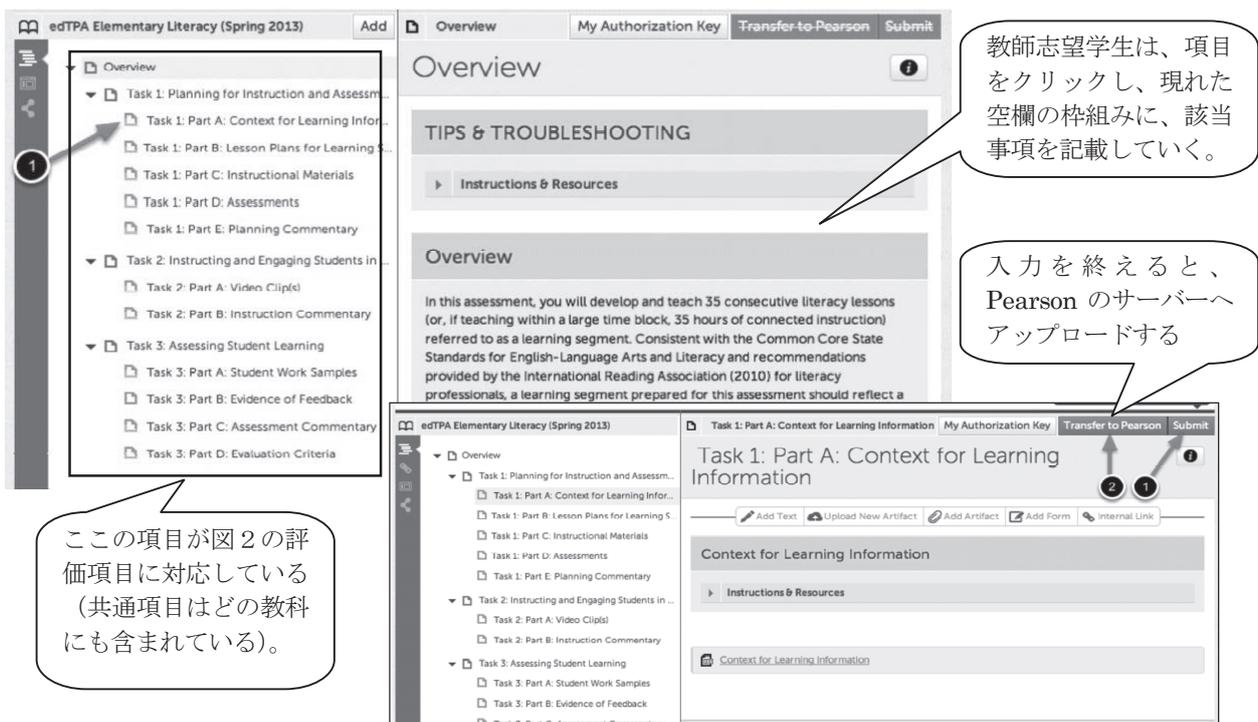


図 3 edTPA の評価を受けるためのデータ投稿システム⁷⁾

丁寧な履修指導、基準に即した指導を確かにいき、その成果を上げることを示す取組などが重視されている。

以上の点から、質保証の示唆としておさえておくべき点としては、教師志望者に求められるコアとなる力量を明確にし、それに対して丁寧な指導をする。そして、教師志望者自身が、その力量獲得を説得的に第三者に示せる（エビデンスを自己申告できる）アセスメント力を培うことが重要となる点である。

注

- 1) この間の関連先行研究のレビューについては、小柳和喜雄 (2014) 米国における Professional Development School の取組動向。一教員養成に高度化に向けた実質化の取組に関する調査研究一。奈良教育大学紀要 63 (1), 157-163. で述べている。
- 2) edTPA に関する情報は、以下の URL に集約されている。 <http://edtpa.aacte.org/>
- 3) 正確には現在、34州の内10州が州レベルの政策に位置付け、その運用を開始、また試行している。
- 4) NCATE と TEAC の関係については、佐藤仁著 (2012) 『現代米国における教員養成評価制度の研究 アクレディテーションの展開過程』, 多賀出版に詳しい。また CAEP に関しては <http://caepnet.org/> を参照。
- 5) 2013 edTPA Field Test: Summary Report. SCALE. p.10 から翻訳して引用
- 6) <http://www.highered.nysed.gov/edtpausing.pdf>
- 7) edTPA Candidate User Guide 2013 から引用

参考文献

- 中央教育審議会 (2012) 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (答申).
- Darling-Hammond, L. and Lieberman, A. (ed.) (2012) *Teacher Education around the World. Changing Policies and Practices.* NY: Routledge.
- Daring-Hammond, L. and Maria, H.E. (2013) *The Role of Performance Assessment in Developing*

Teaching as a Profession. A Special Rethinking School Forum.

- Denton, D.W. (2013) Responding to edTPA: Transforming Practice or Applying Shortcuts? *AILACTE Journal* Vol.10.19-36.
- 藤本 駿 (2012) 米国メリーランド州における教師教育スタンダードの特質: NCATE 及び INTASC との関連に着目して. *教育行政学研究* (33), 9-18.
- 北田 佳子 (2008) アメリカにおける教職専門性スタンダードの展開 -NBPTS, INTASC, NCATE の連携に着目して. *埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要* (7), 63-74.
- 黒田 友紀, 長谷川 哲也, 島田 桂吾 [他] (2013) 米国の教員養成スタンダードと大学の教員養成: マサチューセッツ調査報告. *静岡大学教育実践総合センター紀要* 21, 263-271.
- Laukaitis, J.J. (2014) Preparing for the edTPA TM. *Createspace.*
- Madeloni, B. and Gorlewski, J. (2013) Wrong Answer to the Wrong Question; Why we need critical teacher education, not standardization. *A Special Rethinking School Forum.*
- 小柳和喜雄 (2010) 実習指導における協力校と大学の連携に関する研究報告. *奈良教育大学教職大学院研究紀要「学校教育実践研究」* 2, 113-118.
- Peachone, R.L. and Chung, R.R. (2006) . Evidence in Teacher education. *The Performance Assessment for California Teacher (PACT) . Journal of Teacher Education.* Vol.57 (1) .22-36.
- 高木 幸子 (2010) 米国における教員の質保証の取り組みについて -NCATE, INTASC, NBPTS の活動報告から. *新潟大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編* 2 (2), 97-110.

謝 辞

本研究は日本学術振興会科学研究費補助金 (基盤研究 B : 24300284) 「教育工学的な視点に基づく教師教育ハンドブックの開発-その理論と実践の分析から」 (代表 木原俊行) の支援を受けた。